

重要事項説明書

高崎健康福祉大学訪問看護ステーション

1. 事業所の概要

事業所名	高崎健康福祉大学訪問看護ステーション
所在地	群馬県高崎市南大類町 200-2
管理者氏名	佐橋 こずえ
電話番号	027-395-0157
FAX番号	027-395-0158
事業所番号	(医療保険)0290325
	(介護保険)1060290325
サービス提供地域	高崎市、前橋市、玉村町、藤岡市

※その他の地域に関しては、サービス提供地域以外にお住まいの方でも、ご希望の方はご相談ください。

2. 事業の目的と運営方針

(1)事業の目的

利用者がその有する能力に応じて可能な限り自立した在宅療養を営むことができるよう療養生活を支援し、心身の機能の維持回復、生活の質の向上を目指すことを目的とします。

(2)運営方針

- ① 障害や疾病を抱えている人に対し、その生活の質の確保に努め、住み慣れた地域社会や家庭で継続して療養できるよう家族とともに支援していきます。
- ② 利用者及びその家族等の福祉の向上を目指し、地域の保健、医療、福祉サービスと綿密な連携を図り、実効ある訪問看護サービスを提供することに努めています。
- ③ 利用者及びその家族のニーズに即した質の高い訪問看護活動を行い、利用しやすいステーションを目指しています。
- ④ サービスを行う際には事前に十分説明を行い、必ず利用者及び家族等の承諾を得ます。
- ⑤ サービスの質を向上させるため、職員は年2回以上の研修を継続的に受けていきます。

3. 当事業所の職員体制

職種	常勤	非常勤
管理者（看護師）	1名	
看護師	4名	2名
作業療法士	1名	1名
理学療法士	1名	1名
言語聴覚士		1名
事務職	1名	1名
計	14名	

4. 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日（土曜は要相談）
営業時間（サービス提供時間）	月～金曜日：9:00-17:00

5. サービス内容

サービスは、看護師が利用者及びその家族等と話し合いながら、主治医等と連絡を取り、おひとりおひとりの状態にあわせた『看護』を提供いたします。

*リハビリ職員による訪問看護は看護業務の一環としての位置づけとなるため、訪問看護師も定期的に訪問し、連携しながら実施します。

(1) 病状のケア・健康状態の確認 6

- ①バイタルチェック(体温・呼吸・血圧・酸素飽和度・脈拍測定など)
- ②病状の経過観察
- ③心の健康チェックと助言(趣味・生きがい・隣人とのつながりなど)

(2) 日常生活援助

- ①身体の清潔ケア
- ②食事の援助・食事指導
- ③排泄ケア
- ④褥瘡予防
- ⑤療養環境の整備や助言
- ⑥コミュニケーションの援助

(3) 医療的ケア

- ①創傷及び褥瘡の処置
- ②人工肛門・人工膀胱管理及びケア
- ③経鼻チューブ・胃ろうチューブ管理及びケア
- ④尿道留置カテーテル・自己導尿管管理及びケア
- ⑤在宅酸素療法・在宅人工呼吸器等の医療機器の管理
- ⑥喀痰の吸引・管理
- ⑦点滴管理、実施
- ⑧排泄管理及びケア(浣腸・摘便)

(4) 小児の看護(発達支援、生活支援等)

(5) 終末期の看護

(6) 認知症の看護

(7) リハビリ援助行為

- ①拘縮予防(関節を動かす運動等)
- ②日常生活動作の訓練(食事、排泄、移動、入浴、歩行等)
- ③言語、嚥下機能訓練
- ④日常生活用具(ベッドマット、車いす、自助具等)の助言

(8) 家族等の支援

- ①介助方法の支援、介護福祉などの社会資源の紹介
- ②病状、看護、日常生活に関する相談
- ③精神的援助

6. 訪問看護費用

(1) 介護保険制度に基づく(介護予防・介護)訪問看護費用

1 単位：10.42 円

サービス内容		算定基準	単位数	算定回数	
看護師	予防	訪看 I 1	20 分未満	303 単位	1 回毎
		訪看 I 2	30 分未満	451 単位	1 回毎
		訪看 I 3	30 分以上 1 時間未満	794 単位	1 回毎
		訪看 I 4	1 時間以上 1 時間 30 分未満	1,090 単位	1 回毎
	介護	訪看 I 1	20 分未満	314 単位	1 回毎
		訪看 I 2	30 分未満	471 単位	1 回毎
		訪看 I 3	30 分以上 1 時間未満	823 単位	1 回毎
		訪看 I 4	1 時間以上 1 時間 30 分未満	1,128 単位	1 回毎
理学療法士等	予防	訪看 I 5	1 回 20 分につき(1 週 6 回まで)	284 単位	1 回毎
		訪看 I 5 2 超	1 日 3 回以上	上記の 50%	1 回毎
		利用を開始した月から 12 ケ月を越えた場合	所定単位数から 1 回につき 5 単位減算		1 回毎
	介護	訪看 I 5	1 回 20 分につき(1 週 6 回まで)	294 単位	1 回毎
		訪看 I 5 2 超	1 日 3 回以上	上記の 90%	1 回毎
早朝加算		6:00~8:00	所定単位の 25%	1 回毎	
夜間加算		18:00~22:00	所定単位の 25%	1 回毎	
深夜加算		22:00~6:00	所定単位の 50%	1 回毎	
サービス提供体制強化加算 (10 頁：注 1)		(I) 勤続 7 年以上の者が 30% 以上	6 単位	1 回毎	
		(II) 勤続 3 年以上の者が 30% 以上	3 単位		
特別管理加算 (10 頁：注 2)		(I)	500 単位	1 月毎	
		(II)	250 単位		
緊急時訪問看護加算 (10 頁：注 3)		(I)	600 単位	1 月毎	
		(II)	574 単位	1 月毎	
長時間訪問看護加算 (10 頁：注 4)		1 時間 30 分以上の訪問看護を行う場合	300 単位	1 回毎	
退院時共同指導加算 (11 頁：注 5)			600 単位	該当月	
初回加算 (11 頁：注 6)		I)	350 単位	該当月	
		II)	300 単位	該当月	
専門管理加算 (11 頁：注 7)			250 単位	1 月毎	
看護・介護職員連携強化加算 (11 頁：注 8)			250 単位	1 月毎	
複数名訪問看護加算 (11 頁：注 9)		I 看護師等同行	30 分未満	254 単位	1 回毎
			30 分以上	402 単位	
		II 看護補助者同行	30 分未満	201 単位	1 回毎
			30 分以上	317 単位	
ターミナルケア加算 (11 頁：注 10)			2,500 単位	死亡月	
		予防	100 単位		
		介護 (I)	550 単位		

看護体制強化加算（11頁：注11）	介護（Ⅱ）	200単位		
遠隔死亡診断補助加算（11頁：注12）		150単位	1月毎	
口腔連携強化加算（11頁：注13）		50単位	1月毎	

*理学療法士等の訪問回数の増減により単位数も変更になる場合があります

注1. サービス提供体制強化加算（区分支給限度基準額の算定対象外となります。）

研修の実施や定められた年数勤務している者が一定割合以上配置されている等、基準に適合しているものとして都道府県に認められた場合に算定します。

注2. 特別管理加算（区分支給限度基準額の算定対象外となります。）

特別な管理を要する利用者（別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの＝下記①～⑤。訪問看護指示書に記載）に対して、計画的な管理を行った場合に算定します。なお、「別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの」とは以下のとおりです。

- ①在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態、又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態
- ②在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
- ③人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
- ④真皮を超える褥瘡の状態
- ⑤点滴注射を週3回以上行う必要があると認められる状態

特別管理加算（Ⅰ）は①に、特別管理加算（Ⅱ）は②～⑤に該当する利用者に対して訪問看護を行った場合に加算されます。

注3. 緊急時訪問看護加算（Ⅰ）（Ⅱ）（区分支給限度基準額の算定対象外となります。）

（Ⅰ）以下の①②の両方を該当している場合に加算されます。

①利用者又は家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に、常時対応できる体制にある。②緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制の整備が行われている。

（Ⅱ）①のみを該当する場合に加算されます。

注4. 長時間訪問看護加算

特別管理加算の対象者に対して、1時間以上1時間30分未満の訪問看護を行った後に、引き続き訪問看護を行い、所要時間の通算が1時間30分以上となる場合加算されます。

注5. 退院時共同指導加算

保険医療機関又は介護老人保健施設に入院中又は入所中で、訪問看護を受けようとする患者に対し、退院又は退所に当たって、主治医等と訪問看護ステーションの看護師が共同して、在宅での療養上必要な指導を行った場合加算されます。

注6. 初回加算（Ⅰ）（Ⅱ）

(Ⅰ) 新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、病院等から退院した日に訪問看護師が初回の訪問を行った場合に加算されます。

(Ⅱ) 新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院等から退院した日の翌日以降に初回の訪問看護を行った場合に加算されます。

注7. 専門管理加算

指定訪問看護事業所の緩和ケア、褥瘡ケア若しくは人工肛門ケアに係る専門の研修を受けた看護師又は特定行為研修を修了した看護師が指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合には、所定単位数に加算されます。

注8. 看護・介護職員連携強化加算

訪問介護事業所と連携し、たんの吸引等が必要な利用者に係る計画の作成や訪問介護員に対する助言等の支援を行った場合に加算されます。

注9. 複数名訪問看護加算（Ⅰ・Ⅱ）

(Ⅰ)：二人の看護師等（兩人ともに保健師、助産師、准看護師、理学療法士、療法師もしくは言語聴覚士）が同時に訪問看護を行う場合、利用者の身体的理由により一人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合等）に加算される。

(Ⅱ)：看護師等が看護補助者と同時に訪問看護を行う場合に加算されます。

注10. ターミナルケア加算（※介護予防は該当しません。また区分支給限度基準額の算定対象外となります。）

都道府県知事に届け出た指定訪問看護事業所がその死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上（死亡日及び死亡日前14日以内に医療保険による訪問看護の提供を受けている場合は1日以上）ターミナルケアを行った場合加算されます。またターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合も含まれます。

注11. 看護体制強化加算

緊急時訪問看護加算、特別管理加算、ターミナルケア加算のいずれも一定割合以上の実績がある事業所で、基準に適合しているものとして都道府県知事に認められた場合に加算されます。

注12. 遠隔死亡診断補助加算

情報通信機器を用いた在宅での看取りに係る研修を受けた看護師が、主治医の指示に基づき情報通信機器を用いて医師の志望診断の補助を行った場合は、遠隔死亡診断補助加算として、所定単位数に加算されます。

注13. 口腔連携強化加算

事業所の職員が口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に、月1回に限り加算されます。ただし、事業所は算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が当該従業者からの相談等に対応する体制を確保し、その旨を文書等で取り決めていること。

(2) 医療保険制度および関係法令に基づく訪問看護費用

項目		内容
基本療養費Ⅰ（保健師・助産師・看護師）		週3回まで1日につき5,550円 週4日目以降1日につき6,550円
基本療養費Ⅰ（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士）		5,550円/日
基本療養費Ⅱ （同一建物への訪問）	同一日に2人	5,550円/日 週4日目以降6,550円 （保健師・助産師・看護師の場合）
	同一日に3人以上	2,780円/日 週4日目以降3,280円 （保健師・助産師・看護師の場合）
基本療養費Ⅲ（入院中外泊時の訪問）		1回8,500円
緩和ケア・褥瘡ケア・人工肛門ケア・人工膀胱ケア ア専門訪問看護料（11頁：注14）		12,850円/月
訪問看護管理療養費 （13頁：注15）	機能強化型1	月の初日は13,230円 2日目以降3,000円/日
	機能強化型2	月の初日は10,030円 2日目以降3,000円/日
	機能強化型3	月の初日は8,700円 2日目以降3,000円/日
	1, 2, 3以外	月の初日は7,670円 2日目以降3,000円/日
専門管理加算（11頁：注16）		2,500円/月
緊急訪問看護加算（11頁：注17）		2,650円/月（月14日目まで） 2,000円/月（月15日目以降）
難病等複数回訪問加算		2回：4,500円 3回以上：8,000円
長時間訪問看護加算（11頁：注18）		5,200円/週
乳幼児加算（6歳未満）（12頁：注19）		イ）1,300円/日 ロ）1,800円/日
複数名訪問看護加算（12頁：注20）	週1日目	4,500円/日
	週2日目 以降	1日につき1回：3,000円 2回：6,000円 3回以上：10,000円
早朝・夜間加算 （6：00～8：00、18：00～22：00）		2,100円/回
深夜加算（22：00～6：00）		4,200円/回
24時間対応体制加算		6,800円/月
特別管理加算（12頁：注21）	重症度高い	5,000円/月
	上記以外	2,500円/月
退院時共同指導加算（12頁：注22）		8,000円

特別管理指導加算（12 頁：注 23）		2,000 円	
退院支援指導加算（12 頁：注 24）	長時間	8,400 円	
	上記以外	6,000 円	
在宅患者連携指導加算（12 頁：注 25）		3,000 円／月	
在宅患者緊急時等 カンファレンス加算（13 頁：注 26）		1 回 2,000 円（月 2 回に限り）	
看護・介護職員連携強化加算（13 頁：注 27）		2,500 円／月	
訪問看護医療 DX 情報活用加算（13 頁：注 28）		50 円／月	
遠隔死亡診断補助加算（13 頁：注 29）		1,500 円／月	
訪問看護ベースアップ評価料（I）		780 円／月	
訪問看護情報提供療養費	1	市町村等からの求めに応じ、厚労大臣が定める疾病、18 未満の児童等の利用に係る保健福祉サービスに必要な情報提供	月 1 回 1,500 円
	2	厚労大臣が定める疾病等の利用者の入園・入学時・転校時等に保育所、学校等からの求めに応じ情報提供	//
	3	保険医療機関等に入院・入所にあたり主治医に訪問看護に係る情報提供	//
訪問看護ターミナルケア療養費	1	在宅又は特別養護老人ホーム等で死亡した利用者に対し、支援体制を家族に説明して死亡日及び死亡前 14 日以内に 2 回以上ターミナルケアを行った場合	25,000 円
	2	特別養護老人ホーム等で看取り介護加算を算定している利用者にターミナルケアを行った場合	10,000 円

注 14. 緩和ケア・褥瘡ケア・人工肛門ケア・人工膀胱ケア専門訪問看護料

一定の病状にある者に対して専門性の高い看護師と看護師が同日に訪問した場合に算定します。

注 15. 訪問看護管理療養費（機能強化型 1.2.3.）

24 時間対応、ターミナルケア、重症度の高い患者の受け入れ、居宅介護支援事業所の設置等の基準要件をすべて満たし、地方厚生局に届け出た機能の高い訪問看護ステーションでの管理療養費です。訪問看護ステーションの基準に応じて 1.2.3 のいずれか算定します。

注 16. 専門管理加算

専門の研修を受けた看護師が専門的な管理を含む訪問看護を実施する場合に加算されます。

注 17. 緊急訪問看護加算

計画的な訪問以外に利用者又はその家族等の求めに応じた緊急訪問を行った場合に 1 日につき 1 回加算されます。14 日目までは 2,650 円、15 日目以降は 2,000 円となります。

注 18. 長時間訪問看護加算

長時間の訪問を要する利用者（人工呼吸器を使用している者、特別な管理を必要とする者、特別

訪問看護指示書での訪問) に対して、1 回の指定訪問看護の時間が 90 分を超えた場合は、週 1 回に限り、加算されます。(15 歳未満児で重症及び特別管理加算対象の場合のみ週 3 日まで)

注 19. 乳幼児加算

6 歳未満の乳幼児に対して訪問看護を行った場合、1 日につき 1,300 円が加算されます。但し乳幼児算に係る以下の厚生労働大臣が定める者に該当する場合には、1,800 円が加算されます。

* 乳幼児加算に係る厚生労働大臣が定める者：①超重症児又は準超重症児、②厚生労働大臣が定める別表 7.8 に該当する児

注 20. 複数名訪問看護加算

複数の看護師等(①保健師、②助産師、③看護師、④理学療法士、⑤作業療法士、⑥言語聴覚士、⑦看護補助者)との同行による訪問看護を行った場合、週 1 日目は 4,500 円加算されます。週 2 日目以降は週 3 回を限度とし、1 日に 1 回 3,000 円、2 回 6,000 円、3 回以上 10,000 円加算されます。

注 21. 特別管理加算

重症度の高い利用者(在宅悪性腫瘍患者指導管理を受けている状態・在宅気管切開患者指導管理を受けている状態・気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態)の場合に 5,000 円加算されます。

上記以外(①在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態②人工肛門又は人工膀胱を設置している状態③真皮を越える褥瘡の状態④在宅患者点滴注射管理料算定)の対象者に訪問した場合に 2,500 円加算されます。

注 22. 退院時共同指導加算

保険医療機関又は介護老人保健施設及び介護医療院に入院中又は入所中で、訪問看護を受けようとする者に対して、退院又は退所に当たって、当該主治医と訪問看護ステーションの看護師が共同して、在宅での療養上必要な指導を行った場合加算されます。(ビデオ電話が可能な機器を用いての対面によらない方法での参加も含まれます。)

注 23. 特別管理指導加算

退院時共同指導加算を算定する利用者のうち、退院後特別な管理が必要な利用者に対して、主治医の指示を受けた看護師が退院時共同指導を行った場合に算定されます。

注 24. 退院支援指導加算

厚生労働大臣が定めた疾病や特別管理加算の対象者及び退院当日に、訪問看護が必要と認められた利用者に対し、訪問看護ステーションの看護師等が退院日に在宅において療養上必要な指導を行った場合は 1 回の退院支援指導料として 6,000 円が加算されます。1 回の退院指導の時間が 90 分を超えた場合、または複数回の退院支援指導の合計時間が 90 分を超えた場合は 8,400 円が加算されます。

注 25. 在宅患者連携指導加算

訪問看護ステーションの看護師等が、利用者(または家族等)の同意を得て、訪問診療を実施している保険医療機関を含め、歯科訪問診療を実施している保険医療機関または訪問薬剤管理指導を実施している保険薬局と月 2 回以上文書等により情報共有を行うとともに、共有された情報を踏まえて療養上必要な指導を行った場合に月 1 回に限り加算されます。

注 26. 在宅患者緊急時等カンファレンス加算

利用者の急変に際し、主治医等が利用者の自宅を訪問し、関係する医療従事者と共同で一堂に会しカンファレンスを開催し、診療方針等について話し合いを行い、利用者に指導を行った場合加算されます。

注 27. 看護・介護職員連携強化加算

喀痰吸引等特定行為業務を実施する介護職員等へ訪問看護ステーションが支援を行なった場合に加算されます。

注 28. 訪問看護医療 DX 情報活用加算

健康保険法第 3 条 13 項の規定による電子資格確認により、診療情報を取得した上で訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合は月 1 回加算されます。

注 29. 遠隔死亡診断補助加算

医師が行う死亡診断等について、ICT を活用した在宅での看取りに関する研修を受けた看護師が補助した場合に加算されます。

(3) 交通費について

	介護保険	医療保険
当事業所サービス提供実施地域内（片道 15Km 以内）	無料	300 円／回
サービス提供実施地域越えた場合、15Km 以上は 1Km ごとに増額	20 円増	

(4) 自費料金（オプション）について

キャンセル料金	1,000 円 ※キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡ください。当日訪問してからキャンセルとなった場合、ご負担をいただきます。ただし、緊急の場合等はこの限りではありません。
エンゼルケア料金	10,000 円
衛生材料費	各種の実費
その他	●有料駐車場料金が発生した場合は、別途自費負担となります ●サービス実施のために使用する利用者宅の水道・ガス・電気・電話等の費用は、利用者の負担となります

【外出支援・受診介助等】

(1) 当事業所利用者	【平日】		料金
	利用開始時間～1 時間未満		5,000 円
	1 時間以上は 30 分毎		3,000 円
	【休日】		
	基本料金		5,000 円
	基本料金 + 利用開始時間～1 時間未満		5,000 円
	1 時間以上は 30 分毎		3,000 円
	【夜間・深夜・早朝加算料金】		

	①夜間 18：00～22：00	1.25倍
	②深夜 22：00～5：00	1.5倍
	③早朝 5：00～8：00	1.25倍
(2)当事業所利用されていない方	初期登録料	10,000円
	*医療機関、居宅介護支援事業所などからの相談 依頼に対して適宜検討する	
	*利用料金に関しては、(1)当事業所利用者料金 に準ずる	

7. 緊急時における対応方法

事業者は、訪問看護サービスの利用期間中または、訪問看護サービス提供中に容態の変化などがあつた場合は必要な対応をし、速やかに主治医および家族に連絡を取るなどの対応をします。

8. 個人情報の保護

当事業所及びすべての職員は、サービスを提供するうえで知り得た利用者及びその家族等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。当法人は、利用者及びその家族等の個人情報を、下記の業務上必要な範囲において使用および第三者提供します。

個人情報の使用範囲

- ① 利用者に提供するサービス
- ② 保険請求のための事務
- ③ 当法人の行う管理運営業務
- ④ 他の医療機関、関係機関との連携
- ⑤ 家族等への状況説明
- ⑥ 行政機関等、法令に基づく照会・確認
- ⑦ 賠償責任保険等に係わる専門機関、保険会社への届出、相談
- ⑧ その他公益に資する運営業務（基礎資料の作成、実習への協力、職員研修等）

9. 衛生管理等

事業者は感染症の予防及び、まん延防止の指針を作成します。また感染症の予防及び、まん延防止のための対策を検討する委員会を設立し、定期的な委員会を開催します。職員に対する感染症対策の予防及び、まん延防止のための研修、訓練を行い、職員の清潔の保持及び、健康状態について必要な管理を行います。事業所の設備及び備品等についても、衛生的な管理に努めます。

10. 虐待の防止について

事業者は以下の虐待防止のための責任者を選定し、虐待防止のための指針を作成します。また虐待防止を検討する委員会を設立し、定期的な委員会を開催します。職員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施し、サービス提供中に当事業所職員または養護者（利用者の家族高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

虐待防止に関する責任者	佐橋 こずえ (管理者)
-------------	--------------

11. ハラスメントについて

サービス提供中に利用者及びその家族等が当事業者にハラスメント行為を行った場合は、サービスを中止し、状況の改善や理解が得られない場合は契約を解除する場合があります。(ハラスメント行為とは、叩く・蹴る・暴言で威嚇する・怒鳴る・性的な発言あるいは動画や写真等を見せる・ケア時以外の身体接触等を指します。)

12. 実習生受け入れ協力について

当事業所は、看護学生等の実習受け入れ施設となっております。利用者及びその家族等のご理解とご協力をお願いいたします。なお、受け入れについては、お断りいただいても何ら不利益が生じることはありません。

13. 研究(発表含む)・調査に関する協力について

当事業所は、研究や学術目的のための論文作成や研究発表などでデータを活用する場合があります。発表の際には研究対象者が特定されないようにデータを匿名化します。データ化された情報はすべてパスワードを設定し保存し、個人情報を取り扱う際にはインターネット未接続のパソコンを使用します。研究を通して得られた情報やデータはシュレッダーで破棄、もしくは消去します。プライバシーは遵守し、研究のデータおよび結果は、研究の目的以外に用いることはありません。

14. 苦情窓口

当事業所

高崎健康福祉大学訪問看護ステーション	
利用相談窓口	電話 027-395-0157
担当者氏名	佐橋 こずえ (管理者) 種子田 みちよ

公的機関窓口

高崎市介護保険課	027-321-1250
前橋市介護高齢課	027-898-6132
玉村町役場介護保険係	0270-64-7705
藤岡市介護保険係	0274-40-2292
群馬県国民健康保険団体連合会	027-290-1323 (苦情相談専用)

事業所では、介護保険法第115条35第1項の規定に基づき、介護サービス情報をインターネットで公表しております。群馬県介護サービス情報の公表のURL <http://www.kaigo-joho.pref.gunma.jp>

訪問看護重要事項説明確認

訪問看護サービス開始にあたり、重要事項説明書に基づき、利用者に対して説明をいたしました。

<事業者> 事業者名 学校法人 高崎健康福祉大学
事業所 高崎健康福祉大学訪問看護ステーション
住所 群馬県高崎市南大類町 200-2
代表者氏名 管理者 佐橋 こずえ 印
事業所番号 (医) 0290325 (介) 1060290325
<説明者> 氏 名 _____

同意書

私は、担当者より重要事項説明書について説明を受けました。この内容について、同意いたします。

令和 年 月 日

【利用者】

住 所 _____

氏 名 _____ 印

代理人（署名代行者）

住 所 _____

氏 名 _____ 印

(利用者との関係)

